

マイナンバーカードの 健康保険証利用について

病院や薬局にて「マイナンバーカードを健康保険証代わりに利用できる新しい制度」について、2021年10月20日（水）から本格的に運用が開始されました。

事前に健康保険証をマイナンバーカードへ連動して一体型手続きをしておくことで、今後は病院等で健康保険証の提示が不要になるというものです。さらに本格的に運用することによって、病院は患者さんの同意を得た上で、マイナンバーカードを使って過去の処方箋等の情報を得ることも可能となります。これを受け今後、当院としても運用に向けて段階的に準備を進めてまいります。

詳細については決まり次第、追ってご案内いたします。



本件についてのお問い合わせは、受付までお願いいたします。

甲州リハビリテーション病院 院長